

陳 情	受 理 番 号	3	受 理 年 月 日	令和3年8月10日	付 託 委員会	総 務
件 名	インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書					

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書

【陳情趣旨】

県民生活向上にむけ諸施策を実施されている貴議会に、心から敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染拡大は収束せず、県民生活と中小業者の営業に深刻な打撃を与え続けています。多くの中小業者が必死の経営努力を続けていますが、倒産・廃業の瀬戸際に追い込まれています。

政府は、消費税へのインボイス制度の導入をすすめています。この制度には、売上1000万円以下の零細業者が取引から排除されかねない重大な問題があります。インボイス制度への完全移行は2023年10月の予定ですが、今年10月からインボイス発行事業者の登録申請手続きが始まります。

2023年10月の完全導入後は、税務署が発行する「登録事業者番号」が記載されたインボイス伝票（適格請求書）がないと、消費税申告の際に経費として差引くことができなくなります。インボイスの保存が仕入税額控除の要件になります。

売上1000万円以下の消費税免税事業者は、「登録事業者番号」がありませんから、インボイス伝票を発行することができません。免税業者からの仕入や外注費などは、仕入税額控除ができなくなるため、発注元の事業者は、免税業者と取引すれば納税額が増えることになり、結果的に免税業者を取引から排除する方向に進むことになります。

売上1000万円以下の免税業者は、全国で500万社以上あるといわれ、多くの零細業者が廃業に追い込まれる危険があります。建設業でもインボイスが発行できない一人親方などの下請業者は、仕入税額控除ができないとの理由で親会社から取引を中止されることも想定されます。これまでどおり、取引を継続するためには、売上が1000万円以下であっても、課税業者届けを提出し、多額の消費税を負担する方向を選択するしかありません。年間売上500万円の建設業一人親方の場合、税率10%の簡易課税4種で計算すると、納税額は18万円余にもなります。

インボイス制度は、地域の零細業者を廃業に追い込む危険性があります。地域の中小業者が激減すれば、地域経済も疲弊します。

インボイス制度の導入には、日本商工会議所や中小企業団体中央会、日本税理士会連合会など多くの団体が反対を表明しています。

以上の趣旨から、県内中小零細業者の営業を守る立場から、政府に対しインボイス制度導入の中止を求める意見書を、提出していただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1、政府に対しインボイス制度導入の中止を求める意見書を可決し、送付していただくこと。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める意見書(案)

政府は、消費税にインボイス制度の導入をすすめている。この制度は、売上 1000 万円以下の零細業者が取引から排除されかねない重大な問題がある。

2023 年 10 月の完全導入後は、税務署が発行する「登録事業者番号」が記載されたインボイス伝票（適格請求書）がないと、消費税申告の際に経費として差引くことができず、消費税負担が増加することになる。登録事業者届出が、今年 10 月から開始される。

売上 1000 万円以下の消費税免税事業者は、「登録事業者番号」がなくインボイス伝票を発行することができない。免税業者からの仕入や外注費などは、仕入税額控除ができなくなるため、発注元の事業者は、免税業者と取引すれば納税額が増えることになり、結果的に免税業者を取引から排除する方向に進むことになる。

売上 1000 万円以下の免税業者は、全国で 500 万社以上あるといわれ、多くの零細業者が廃業に追い込まれる危険がある。建設業でもインボイスが発行できない一人親方などの下請業者は、仕入税額控除ができないとの理由で親会社から取引を中止されることも想定され、これまでどおり、取引を継続するためには、売上が 1000 万円以下であっても、課税業者届けを提出し、多額の消費税を負担する方向を選択するしかない。

インボイス制度の導入は、地域の中小零細業者を廃業に追い込み危険性があり、地域の中小業者が激減すれば、地域経済も疲弊することになる。

よって、政府においては、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施を中止するよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

あて先

内閣総理大臣

財務大臣